

## 一般事業主行動計画

特定非営利活動法人  
自立生活センター・立川

当センターの職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成20年7月10日～平成24年7月9日までの5年間。

### 2. 内容

目標1. 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供の実施。

対策 平成20年8月～

育児休業等制度や育児に係る各種情報を冊子配布及び部門責任者より周知する。

目標2. 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備をする。

対策 平成20年8月～

出産後の育児休業中の業務を円滑に代替遂行できるよう、職員全員の意見を聞き、環境整備に取り組む。

平成20年12月～

育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。

平成21年1月～

育児休業後の復職を円滑にするため相談体制を整備する。

目標 3 . 育児休業を終えた職員が働きやすいように労働条件を整備する。

対策 平成 2 1 年 1 月 ~

保育園の送迎、通院などの外出、及び勤務時間の短縮など、本人の申し出に応じて、業務に支障のないように体制を整える。

平成 2 1 年 1 月 ~

希望する労働者に対して、子育てをしやすくすることを目的として、担当業務、労働時間等を限定する労働条件を整備する。

目標 4 . 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

対策 平成 2 0 年 1 0 月 ~

対外的業務で、所定時間外労働がやむを得ない場合は、振替を原則として職員の所定時間外労働を削減する。

平成 2 1 年 1 月 ~

隔日勤務など労働条件の選択肢を拡大し、本人の申し出に応じて業務に支障のない体制を整備する。



目標 5 . 育児休業規則改正に伴い育児休業規則の整備

<対策> 平成 2 2 年 9 月 ~

育児休業規則改正に伴い所定外労働の免除や育児短時間勤務の措置を盛り込むことを職員全体に説明をし、平成 2 3 年 4 月には規則を整備する。